

## 中能登布ロゴマークの使用に関する規程

### <目的>

本規程は、中能登布ロゴマークを使用する場合の手続きについて必要な事項を定め、もってロゴマークの幅広い周知及び各分野における活用の促進を図ることを目的とする。

### <定義>

「中能登布ロゴマーク」とは、中能登布の様々な取り組みを広くアピールするため、平成21年6月に七尾市中能登町広域圏産業振興ビジョン織りプロが作成した中能登布ロゴマーク(図1)をいう。

### <使用対象者>

目的に賛同し、この規程による手続きを行うすべてのものが使用することができる。

### <使用料>

中能登布ロゴマークの使用料は無料とする。但し、ロゴマークを使用する際に係る費用(タグ作成料等)は、使用者の負担とする。

### <使用方法>

中能登布ロゴマークの使用方法は次のとおりとする。

- (1) 中能登布を使用した製品・商品(51%以上が中能登町で生産された布であること)
- (2) 中能登布をPRする印刷物及びwebサイト
- (3) その他織りプロが必要と認めたもの

### <使用申請>

中能登布ロゴマークを使用しようとするものは、事前に中能登布ロゴマーク使用申請書(様式第1号)により、織りプロの承認を受けなければならない。

### <使用承認>

織りプロは、中能登布ロゴマーク使用申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承認し、中能登布ロゴマーク使用承認書(様式第2号)の通知をする。

### <使用上の遵守事項>

使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 中能登布ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり他の図形や文字と重ねたりして使用しないこと。
- (2) 承認された内容以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

#### <承認内容の変更>

使用者が、承認された内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ中能登布ロゴマーク(追加・変更)使用申請書(様式第3号)を織りプロに提出し、その承認を受けなければならない。

織りプロは、上記に規定する申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは中能登布ロゴマーク(追加・変更)使用承認書(様式第4号)を交付するものとする。

#### <使用の取消等>

織りプロは、中能登布ロゴマークの使用がこの規程及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

織りプロは、使用者に中能登布ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

#### <無断使用への対応>

織りプロは、申請の承認を受けないで中能登布ロゴマークが使用された場合においては、その無断使用者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置を講ずるものとする。

#### <使用に起因する問題>

中能登布ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとする。

#### <施行日>

この規程は、平成21年6月8日から施行する。

(図1) ロゴマーク

